

経済産業省

15 取信第1号

平成15年5月13日

北海道経済産業局地域振興グループ消費経済課長 殿

経済産業省商務情報政策局取引信用課長

前払式割賦販売業及び前払式特定取引業（友の会）における予約前受金残高
1,000万円以上の事業者の廃業方法について

割賦販売法（以下「法」という。）に基づく前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者のうち予約前受金残高1,000万円以上の事業者の廃業は、今後、下記の手続きで行うこととする。

なお、予約前受金残高1,000万円未満の事業者については、引き続き、通達（平成8年1月23日付け8取信第1号「前払式割賦販売業及び前払式特定取引業のソフトランディング対応について」）に基づき、対応していくものとする。

記

1. 前提条件等

- ① 本通達は前払割賦販売業者・前払式特定取引業者（友の会）を対象とする。
- ② 事業者側に廃業意志があり、かつ経済産業局・本省の双方が実行可能性等について個別案件ごとに検討し、その結果、問題がないと判断した場合にのみ、本通達による廃業手続を実行するものとする。
- ③ 本件にかかる廃業が事業者側の事情でその意志に基づき取引を停止するものであることから、当該事業者の前受金保全措置が供託委託契約の場合には、廃業を決定するに際し受託先の承諾を得ることを条件とする。

2. 具体的作業フロー

①契約関係の清算作業（事業者）

廃業しようとする事業者は、新規募集の停止、積立中・完納後の会員に対する解約返金又は友の会における未回収買物券の利用促進（以下「解約返金等」という。）を通じ、会員との契約関係を清算するための十分な措置をとるものとする。

かかる措置としては、概ね以下のようなものが想定される。

(a)新たに契約関係の清算作業を行おうとする事業者の場合

事業者においては、営業廃止届提出前に相当な期間（最低60日以上）を設定して徹底した契約関係の清算作業を行う。

具体的には、前払式割賦販売業の場合には、事業者において、会員台帳上の全会員あてに、「平成〇〇年〇月〇〇日付けで前払式割賦販売業を廃業するので、それまでに解約返金手続をとっていただきたい」旨の個別通知を行う。また前払式特定取引業（友の会）の場合には、事業者において、会員台帳上の全会員あてに、「平成〇〇年〇月〇〇日付けで前払式特定取引業を廃業するので、それまでに買物券を使用するか、解約返金手続をとっていただきたい」旨の個別通知を行うとともに、同様の趣旨の新聞掲載等を行う。個別通知は、配達記録等による確実な郵送方法とする。所在不明の戻り分は通知が到達したものと考える。

※ 最低60日以上の期間設定は法定還付作業における債権申出期間に準じた。具体的には、個別の事案に応じ、60日以上で消費者保護の観点から適切な期間を設定するものとする。

※ 個別通知や新聞掲載等の内容について、局・事業者間で十分な検討を要する。

※ 手続を行う前提として、事業者が解約返金用の原資を確保できていることを確認しておく必要がある。

※ 契約関係の清算に際しては、友の会におけるボーナス分も債権の対象とする。

※ 事業者の自主的廃業による解約返金であるので、個別通知及び新聞掲載等を実施した日以後の返金については原則として法定利息を上乗せした額の返金となる。

※ (a)パターンによる廃業は、当分の間、前受金残高を1億円未満に縮減した場合に限るものとする。

(b)新規募集を停止しており、最終契約者の完納時から3年以上が経過している場合

新規募集停止後、会員への個別通知により解約返金等を累次にわたり促す措置その他の事業者の措置であって、今後これ以上の前受金縮減が見込めないと合理的に評価される程度のものを行う。

(c)その他の場合

(a)(b)の場合とは異なるものの、(a)(b)と同等程度の水準で契約関係の清算作業が実施されたと合理的に評価されるものについては、個別に検討することとする。

②立入検査（経済産業局・都道府県）

上記①の契約関係の清算作業の後に、経済産業局又は都道府県による立入検査を実施する。内容は、(1)会員あて個別通知及び主要紙への新聞掲載等による告知、これらを通じ契約関係の清算が適正に行われたことの確認、(2)報告前受金残高及び会員台帳の信頼性の確認（会員台帳と他の会計帳簿等との整合性等）等。

これにより、営業廃止届を受理しても問題がないか、追加作業が必要かを判断する。

③営業廃止届受理及び会員台帳提出（経済産業局）

上記②の立入検査で問題なしと判断された場合に限り、営業廃止届を受理する。

添付書類としては、(1)会員に迷惑をかけない（責任をもって債務履行を行う）旨の念書（許可事業者であった者又はその一般承継人）、(2)一般承継人に権利義務を引き継がせる場合は、その旨の覚書（許可事業者であった者及び一般承継人双方捺印のもの）、(3)廃業時点の予約前受金残高等報告書、(4)取締役会議事録等、は最低限必要である。

また、この時点で事業者から会員台帳を提出させる。

※ 許可事業者であった者が法人を解散する場合は、必ず一般承継人に権利義務を引き継がせるものとし、以後の事業者が行うべき作業等は一般承継人が行うものとする。

④廃業公示及び債権申出公示（経済産業局・本省）

経済産業局及び本省の作業として、通常廃業公示及び債権申出公示手続を行う。

※ 本通達に基づく廃業手続においては、上記①及び②の手続等を通じ、会員との契約関係の清算が実質的に完了しており、消費者保護の観点から問題ないと判断される場合においては、個別通知、新聞掲載による告知の一部又は全部を省略することができるものとする。

⑤債権申出～証明書発行（経済産業局）

上記①及び②により会員との契約関係の清算は実質的に終了していることから、債権申出はほとんどないものと想定されるが、申出があった場合には、原則として通常の法定手続に則り作業を進める。

※ 法定還付のおおよその流れは、(1)債権申出受付、(2)権利の調査、(3)仮配当及び意見聴取会公示、(4)意見聴取会実施、(5)本配当公示、(6)申出者へ証明書発行、となる。

※ (1)債権申出に関しては、友の会におけるボーナス分も債権の対象とする。

⑥債権申出者への返金（法務局）

通常還付作業と同様に法務局からの返金となる。

⑦供託金取り戻し（事業者・経済産業局）

法務局に支払委託をすれば、債権申出者の権利は保障されるため、供託金取り戻しは経済産業局の配当実施後に次の手順で行う。

(a) 債権申出がない場合

(1) 事業者が、6ヶ月以上の期間を定めて債権申出の官報公告、(2) 事業者が、経済産業局長あてに債権申出がなかったことの証明書交付請求、(3) 経済産業局が、事業者あてに証明書発行、(4) 事業者が、法務局へ供託金払渡請求書提出、供託金取り戻し。

(b) 債権申出がある場合

(1) 事業者が、6ヶ月以上の期間を定めて債権申出の官報公告、(2) 申出者が、申出書を経済産業局長あてに提出、(3) 経済産業局が、権利の調査～申出一覧表作成、(4) 事業者が、経済産業局長あてに申出総額証明書の交付請求、(5) 経済産業局が、事業者あてに申出総額証明書発行（添付書類は申出書）、及び申出者あてに（申出書の）受理通知書を送付（添付書類は申出書）、(6) 事業者が、申出者あてに返金手続実施の連絡、(6) 申出者が、事業者あてに振込口座を指定して返金請求（添付書類は経済産業局から送付された受理通知、申出書）、(7) 事業者が、申出者に振込返金、(8) 事業者が、法務局への払渡請求書提出（添付書類は、権利が存在しないこと又は消滅したことを証する書類、申出者から提出された返金請求書・受理通知書・申出書、振込依頼書の写し）の後に、供託金取り戻し。

(2) の申出一覧表確定段階で、万が一事業者が返金対応できないと判断される場合は、経済産業局が法定還付作業に準じた作業を遂行する。

(以上)